

## 福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱

### (目的)

第1条 本要綱は本県の農業振興上、普及すべき主要農作物の優良な品種を定め、それらの品種について品質の高い種子を安定的に供給することを目的とする。

### (定義)

第2条 「主要農作物」とは、稲、大豆、大麦、小麦をいう。

2 この要綱で「奨励品種」とは、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種として県が決定した品種をいう。

3 この要綱で「原種」とは一般種子を生産するために用いる種子をいう。また、「原原種」とは原種を生産するために用いる種子で、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下で適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

4 この要綱で「生産等基準検査」とは、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準(平成14年4月1日農林水産省告示第933号)の遵守状況を確認するために行う検査をいう。

### (奨励品種の決定)

第3条 県は奨励品種を決定するために必要な試験を行う。

### (原種及び原原種の生産と確保)

第4条 県は奨励品種の原種及び原原種ほの設置等により、一般種子ほ場において奨励品種の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び原原種の生産と確保を行う。

### (検査)

第5条 県は流通する奨励品種の種子の品質を確保するために、県内で採種された一般種子について、生産等基準検査を行い、優良な種子として具備すべき品質を確保する。

### (指導)

第6条 県は一般種子生産者に対し、優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行う。

### (一般種子の安定供給について)

第7条 県は福島県米改良協会と連携し、一般種子の安定供給を行うものとする。

### 附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。